

蘇我地区廃棄物埋立処分場外周道路空洞補修業務委託

特 記 仕 様 書

令和 6 年度

千葉市 環境局 資源循環部

廃棄物施設維持課 廃棄物埋立管理事務所

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、千葉市が発注する「蘇我地区廃棄物埋立処分場外周道路空洞補修業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 履行場所

千葉市中央区蘇我町2-1380地先
（蘇我地区廃棄物埋立処分場外周道路）

3 委託期間

契約締結日翌日から令和7年3月31日まで

4 目的

蘇我地区廃棄物埋立処分場は、海岸埋立地の処分場であり、護岸により三方を囲まれている。護岸内側には埋立処分場の外周道路となる管理用道路が一体的に敷設され、護岸機能の一部を担っているが、令和4年7月にその一部に陥没が発生したため、令和5年3月に陥没復旧業務を行った。また、この道路陥没を受け、その再発防止を図るため、令和4年度及び令和5年度にかけて外周道路の路面下空洞調査を実施し、空洞の個所及び規模について調査及び特定を行ったものであり、令和5年度に空洞箇所の補修業務に係る実施設計を行ったところである。本委託では、当該実施設計による空洞箇所の補修を行い、護岸の機能維持及び処分場管理の安全を図ることで、埋立処分場の適切な運営を確保することを目的とする。

5 打合せ

打合せについては、原則として、初回・成果品納入時の2回行うものとする。

6 かし担保

本業務期間中又は完了後において、受注者の過失による事故又は不良個所が発生された場合、受注者は当該事故に基づく損害賠償の責任を負うものとする。なお、不良個所の訂正補正より知り得た事項を発注者以外のものに公表し、又は貸与等してはならない。

7 労務安全管理

受注者は、本業務の履行にあたっては、履行場所の状況を十分に把握し、作業員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は受注者の責任において措置するものとする。

8 貸与資料

受注者は、本業務の実施にあたり、必要な資料を受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料については破損しないように丁寧に扱い、作業の終了後速やかに発注者に返却するものとする。

9 秘密の保持、情報管理の徹底

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 過積載による違法運行の防止

受注者は、本業務の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- （1）積載重量制限を越えて土砂等を積込まず、また積込ませないこと。
- （2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積込まず、また積込ませないこと。

- (3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又は、さし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 舗装版等の処分及び路盤材等の購入等にあたって、路盤材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

11 産業廃棄物処理

(1) 関係法令の遵守

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）の他、関係する法令、条例等などを遵守しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

ア 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車 等）

文字の大きさ：140 ポイント（約 5cm）以上

イ 排出事業者名（〇〇株式会社 等）

文字の大きさ：90 ポイント（約 3cm）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理にあたっては、適宜、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

12 その他

(1) 業務時の交通整理

履行場所は蘇我地区廃棄物埋立処分場の敷地内であり、一般車両の通行はないため、交通整理等は要しない。

(2) 立入り個所の制限

施工中は業務履行に必要な場合を除いて、埋立地内等へは立入りしないこと。

第2章 業務

13 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、本業務の目的・趣旨を把握したうえで設計図書に示す業務の内容を確認し、作業計画書を作成し、監督員に提出する。

(2) 舗装打換え工

施工範囲において、各空洞箇所周囲の舗装版及び路盤材を切断し、アスファルト殻並びに路盤スラグ殻を撤去する。発生したアスファルト殻は産業廃棄物再資源化施設等へ運搬し処分する。

ア 舗装版切断

イ 舗装版破碎

ウ 路盤スラグ廃材とりこわし

エ 濁水運搬・処分

オ 殻運搬・処分

(3) 埋戻し工

施工範囲において、空洞を土砂等で埋め戻し、路床を形成する。

(4) アスファルト舗装工

施工範囲において、路盤材等を敷設し道路面を形成する。

ア 上層路盤形成

路床上に再生クラッシュランRC-40で形成する。

イ 表層形成

再生密粒度アスファルト混合物（20）で形成する。

ウ 基層形成

再生粗粒度アスファルト混合物（20）で形成する。

(5) 報告書作成

本業務の実施過程等を取りまとめ、報告書を作成する。

(6) 業務の施工数量

別添「空洞補修施工数量総括表」のとおりとする。

14 成果品

成果品として次のものを提出するものとする。

(1) 業務報告書（全体：パイプ式ファイル）

- ・業務報告書一式 書面 2部
- ・業務報告書一式 電子媒体（word データ、PDF データ等） 2部

空洞補修施工数量総括表

(1) 空洞補修工数量集計表

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量												
					No. 27	No. 28	No. 29	No. 30	No. 31	No. 32	No. 33	No. 34	No. 35	No. 36	No. 37	No. 38	合計
					W $\geq$ 1.0	W $\geq$ 1.0	W<1.0	W<1.0	W $\geq$ 1.0	W<1.0	W<1.0	W $\geq$ 1.0	W $\geq$ 1.0	W<1.0	W $\geq$ 1.0	W $\geq$ 1.0	-
土工	作業土工	床掘	土砂	m ³	0.63	2.01	0.29	0.32	0.53	0.41	0.52	1.15	12.45	0.46	7.04	5.15	30.96
		埋戻し	路床	m ³	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.17	0.16	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.55
		路床	中砂補足 ：CR40	m ³	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.09	0.06	0.00	0.00	0.12	0.00	0.00	0.29
撤去工	舗装	アスファルト トカッター	車道部 t=100mm	m	7.60	16.80	3.20	3.80	4.50	2.20	3.80	8.40	43.40	3.80	21.80	24.00	143.30
		アスファ ルト舗装	t=100mm	m ²	2.97	8.03	0.64	0.84	2.38	0.60	0.88	4.25	42.90	0.70	22.14	18.36	104.69
			アスファ ルト殻	m ³	0.30	0.81	0.07	0.09	0.24	0.06	0.09	0.43	4.29	0.07	2.22	1.84	10.51
復旧工	車道舗装	表層	再生密粒 As20 t=50mm	m ²	2.97	8.03	0.64	0.84	2.38	0.60	0.88	4.25	42.90	0.70	22.14	18.36	104.69
		基層	再生粗粒 As20 t=50mm	m ²	2.97	8.03	0.64	0.84	2.38	0.60	0.88	4.25	42.90	0.70	22.14	18.36	104.69
		路盤	鉱砕+再生ク ラッシャー ラン t=400mm	m ²	2.97	8.03	0.64	0.84	2.38	0.60	0.88	4.25	42.90	0.70	22.14	18.36	104.69
			路盤材補 足：再生ク ラッシャー ラン RC-40	m ³	0.19	0.70	0.02	0.05	0.22	0.17	0.04	0.50	5.56	0.09	1.92	0.96	10.42